

## (別記) 附則第7条関係

職員等が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から患者の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業を次のように定める。

### (新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例)

第1条 附則第7条の理事長が別に定めるものは、次に掲げる作業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（附則第7条に規定する「新型コロナウイルス感染症」をいう。以下この条において同じ。）の患者又はその疑いのある者が入院する病棟及び診察を受ける診察室等（以下病棟等という。）の内部において新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業
- (2) 病棟等の内部において行う新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した又はその疑いがある物件の処理作業

### 附 則

この規程は、令和2年8月13日から施行し、令和2年3月30日から適用する。